

第4回基本法検証部会へのコメント

日本生活協同組合連合会

二村 睦子

人口減少が避けられない中、担い手をどのように確保するのかは、持続的な農業にとって大きな課題であると認識しています。また、限られた国土の中で一定規模の農業生産を維持するためには、農地を有効に利用することが必要になってきます。

そうした点を考慮すると、一定の規模で効率的に農業生産を行うために、法人形態は有力な形であると考えます。また、若い人たちの価値観やライフスタイルを考えると、この先、家族経営とその継承による農業生産が拡大していくとは考えにくく、その点からも法人形態が選ばれていく可能性も高いと思います。現在の政策や制度において、そうした動きを阻害するようなものがあるのならば、見直していくことが必要だと考えます。現在の基本法自体に、特段阻害的な内容があるとは思えませんが、現実の政策としてどうなのか、現場からの意見と客観的な評価の両方が必要であると思います。

また、法人が増えるということは、そこで就労する、いわば農業労働者が増えるということです。農業現場は、外国人実習生含め、労働力の確保に苦慮していると伺っています。農業における雇用労働について、制度や環境を整える必要があるのではないのでしょうか。農業では通年での雇用が難しい、収穫期に集中して人手が必要など、柔軟な労働力の確保が必要になるとと思いますが、農業ならではの条件を踏まえた上で、働く人が守られ、農業を魅力ある職場にしていくような制度や支援・サポートが必要ではないかと考えます。

一方で、地域や農地の条件によっては、法人形態での農業生産がフィットしないケースもあると考えられ、いわゆる「多様な担い手」を想定することも必要になってくると思います。多様な、という点を考えると、まさに多様な支援が必要になってくるかと思いますが、直接的な行政施策はそうした多様性への対応という点では難があるように感じます。農業団体の役割として、多様な担い手のサポートを柔軟に行うという点に期待したいところです。また、中山間地等においては、農業における支援だけではなく、地域に暮らし続けられるような施策も必要ではないかと思っています。

以上